

遊佐町告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第559回遊佐町議会臨時会を令和4年7月22日遊佐町役場に招集する。

令和4年7月14日

遊佐町長 時田 博機

第559回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和4年7月22日（金曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※補正予算の審議及び採決

日程第 3 議第55号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）

※事件案件の審議及び採決

日程第 4 議第56号 遊佐小学校駐車場整備工事請負契約の締結について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	

9番 阿部満吉君 10番 高橋冠治君
11番 斎藤弥志夫君 12番 土門治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	池田与四也君
総務課長	佐藤光弥君	企画課長	渡会和裕君
産業課長兼 農委事務局長	舘内ひろみ君	地域生活課長	太田智光君
健康福祉課長	池田久君	町民課長	後藤夕貴君
会計管理者	伊藤治樹君	教育長	土門敦君
教育委員会 教育課長	菅原三恵子君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海広行 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。

ただいまより、第559回遊佐町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますのでご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、本間知広議員、2番、那須正幸議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第559回遊佐町議会臨時会の運営について、一昨日7月20日午前10時から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日7月22日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に補正予算1件、事件案件1件を一括上程し、補正予算1件、事件案件1件の審議及び採決を行い、第559回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審議いたしますので、所管にかかわらず質疑を行っても良いということにいたしました。したがって、質疑は3回となりますので、質疑内容を精査し対応していただくようお願い申し上げます。以上です。

議員各位のご協力をお願いいたします。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3および日程第4、議第55号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）、議第56号 遊佐小学校駐車場整備工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より、提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。今日は第559回の遊佐町臨時会、議案の説明の前に言論の府であります国会の参議院選挙の最中に元首相が銃撃されて死亡するという、本当に言論の府の議員を選ぶ街頭演説中に起こった大変な事件が起きてしまいました。本当に日本の国としては言論はやっぱり保障されなければならない、その中で安倍元首相の死亡という事件に触れまして、元総理大臣には哀悼の意を表

したいと思いますし、これからも言論の府として国会がしっかりと機能することを望むものであります。

さて、提案理由に入らせていただきます。

議第55号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰により住民生活への影響や地域産業の衰退が危惧されることから、キャッシュレス決済導入促進支援事業や農業者への各種支援、住民税非課税世帯への臨時特別給付金給付事業などに対応するため補正するものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億8,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を87億7,000万円とするものであります。歳入について申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金で1億705万5,000円、県支出金で1,900万5,000円、繰越金で5,394万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で1億8,000万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出については、総務費で2,729万3,000円、民生費で1,051万円、農林水産業費で6,050万円、商工費で6,569万7,000円、教育費で1,600万円をそれぞれ増額し、歳出補正額で1億8,000万円を増額計上するものであります。

議第56号 遊佐小学校駐車場整備工事請負契約の締結について。本案につきましては、令和5年度からの新小学校開校に伴い、保護者等が使用する駐車場が不足することが見込まれ、また、通学バス路線を、9路線から12路線に再編し、遊佐小学校に乗り入れるバスを増便する計画であることから、新たに保護者等駐車場及びバス乗降場所を整備するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。以上、補正予算案件1件、事件案件1件についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 次に、補正予算の審議を行います。

お諮りします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので先例により、補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

議長（土門治明君） 日程第3、議第55号 令和4年度 遊佐町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 学校給食費の無償化につきまして、お尋ねいたします。

これまで遊佐町議会、私が議員になってからのことではありますが、3人ほどの議員が給食費を無償化できないかということを一一般質問で提案してまいりました。その際の町の答弁としては、大きく言わせて下水道会計の繰出金が多いので難しいということ。あるいは公共財源確保できなければ、ばら撒きになるということで、等々の理由で給食費の無償化という話は見送られてきております。今回一時的にせよ給食費無償化という話が出ておまして、このことについて私自身はプラスに感じる町民は多いと思っております。ただ一つこれまでの町の答弁との整合性については確認をしたいなというところか

からお聞きをします。学校給食費負担軽減対策費の内訳を見ますと、コロナ交付金充当金額がすべてではなくて、その他町債等繰越金だと思いますけれども、町のお金も入っているわけであります。コロナ交付金だけが100%交付されるのであれば、まだ話はわかりやすいわけではありますが、ここに町のお金が一部なりとも入ってくるということだとすると、今までの答弁と若干食い違う部分が出てくるのかなというふうに感じます。そこら辺の整理をどのようにしているのか、あるいはその前に前提としてお聞きしたいのは、そもそもこの事業は100%コロナ交付金だけで構成することはできなかったのかということ、併せてお聞きしたいと思います。100%コロナ交付金だけができなくて、町のお金も一部は入れなさいという要件が何だかあって入れたのか、それとも要件はなかったけれども町のお金を入れたのかということと合わせて、これまでの町の給食費無償化に対する考えとの整合をどのように考えるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。

今回計上させていただいたことにあたっては、まず今般の情勢から物価上昇に伴う家計生活を支える物価の高騰ということで、保護者世帯の家計、生活を支える支援策の一環での負担軽減の考え方で上げさせていただいたところがございます。先ほどもありましたけれども、今回のコロナ対応の臨時交付金の要綱にも明示されていることにのっとなって、単発的ではありますがこの財源も活用させて計上させていただいているということがございます。全体的な充当の考え方につきましては、補正予算全体の財政調整の関係もありますので、このように現段階では全部ではないということになったのかと思われま。

さきほど給食費について言及されましたけれども、昨年度も一般質問の答弁でも申し上げさせていただいたことがあります。遊佐町の強みでございます、食育、地産地消の推進に誇りをもって取り組んでいるところがございます。子どもたちの心身の糧、いわゆる心づくり体づくりになっているのだということがございます。そういった点では、ここにお金に換えられない価値があるものと認識しているところがございますが、保護者からも大変喜ばれておまして、PTAの中ではこの単価で間に合っているんだかというようなことも言われてるところでもあります。まずは遊佐町の強みでもある食育、地産地消の取り組みの中で質と量の維持を最優先事項としているところがございます、一緒に後押ししていただければということがございます。

現状としては、町の施策としての考え方ということにもなるわけですが、全体的な大局に立って町の移住定住施策、子育て支援施策の中で子育て世帯全般に係る手厚い支援も行っておりますので、その中で、この財源も含めて他の施策等の優先順位にも配慮しまして、総合的に配慮されるものと思っております。以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） まず要件として100%コロナ交付金だけをもって、構成できないかということについては、いまいはっきりはしなかったわけですが、恐らく私が受けとったのはそういうことではないということ。その中で、優先順位等もろもろ勘案して、補正予算全体を勘案して、一部町のお金が入っているという答弁だったと思います。だとすれば、やはり確かに全体勘案とかあるんでしょうが、私としては、やはりこれまでの考え方を貫徹するのであれば、ここに関しては、あえて町のお金を入れなかった方が、話しとしてはスッキリしたのかなと思います。

ただ、実際には、町のお金入ってますので、そうなる若干ニュアンスが変わってくるのかなという事なんです。一般質問の場ではありませんので、深堀はしません、出来ませんが今、課長がおっしゃるように、その食育だとか、そういう観点も学校給食は含まれるという話しでした。私は、その通りだと思います。食育もあるし、あと給食の食材の生産において、町の農業との関係も重要であります。そのように様々な、学校給食というのは、要件要素があると単純ではないと思う訳ですが、なお、それでお聞きいたします。やはり町のお金が入ったという事でお聞きしますが、今回のあくまで補正ですので、今時点では時限的な措置だという事ではありますが、これは今後無償化に向けての何か試験的な要素という位置づけであるのか、あるいは本当に時限的なものであるのか、給食費の無償化ですね、そこら辺はどのように、お考えでしょうか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。まずは、今年度あくまでも単発的に、この今般の情勢から保護者世帯の生活を支える支援策の一環として、行うものでございます。その給食費に関しましては、先程も申し上げさせて頂いた通り、全体世帯、子育て世帯全体の大局にたって総合的に判断されるものと思われまので、今のところは、そのところまで考えているところでございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 最後、3問目であります。今ひとつ、歯切れが悪かったのかなと正直な思うところありますが、なんていうんですかね、いわゆる給付金、どこの誰に、いくらおあげするか別にしても、給付金という形であれば、単発という事が明瞭かなる訳ですけれども、給食費の無償化っていうのはですね、1食分タダというのではなくて、現実的に一定期間無償化、今回は2学期相当分という事ではありますが、そうなるのかなりその受ける方としては、有難みを感じる反面、もしそれが終わってしまった場合、なんで終わってしまったんだという事にもなりかねない。気持ちの上ですね。ですので、無償化というのは、大事な反面、財源的な裏付け、これからどうするのかという視点は非常に大事なと私は思います。今回、無償化するにあたってですね、当然、色んな声が上がってくるんだと思います。助かったという声もあるでしょうし、あとそれと、今のところですね、給食費そのものについては、無償化と話し別にして、材料値上げだとか、燃料費値上げを反映しないように、頑張っているという話しであります。3学期以降については、ひょっとすれば無償化するかどうか別にしても、食材部分、あるいは燃料費部分、値上げせざるを得ないと出てくるのかもしれない。ですので、そういう事も含めて、2学期だけ無償化するので、まずいいのかというのではなく、トータルで是非考えて向かって頂きたいという事を申し上げて終わります。

議長（土門治明君） これで5番、齋藤武議員の質疑は、終了いたしました。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸議員） 今回は、1日余計といいますか、通常ですと前日の配付だったのですが、1日余計に内容を見る事が可能でしたので、ちょっと余計に質問させて頂く事になろうかと思っております。最初に、企画の方に質問させていただきます。総務費、2款ですが、住民税非課税世帯と臨時特別給付金、給付事業ですか、補正予算額 2,500万円になるようです。これについては、令和3年度で、令和4年の1月に第553回の方で、町長の専決処分という提案で、議案提案されておりました。例えば、前年度から継続してのこの事業だと思います。それ見ますと 1億6,400万円ですか、という事で、当時の私のメモですと、非課税

世帯が約1,494世帯、加給給付世帯が101世帯という事であるようです。それに比較しますと、今回の提案は2,500万円を約、令和3年が15%ほどの予算額にしかならないようでございます。ちょっと内容的にお聞きしますが、令和3年度の対象が、今回対象にならなくて減額なのか、それとも支給額が減ったのか、単純な疑問なんです。それと、もうひとつは、令和3年分は議会の決議、2月の下旬に交付なっているようですが今回、本議案が可決なれば、いつ頃、給付されるのか、その点お伺いします。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画係課長（渡会和裕君） お答えをさせていただきます。今のご質問頂きましたのが、住民税非課税世帯と臨時給付金特別給付事業の事となるかと思っております。この事業の主旨でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中にありまして、様々な困難に直面した方々に対して、速やかに生活暮らし支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給させて頂くものという事業主旨がございます。ただ今のご質問頂きました、令和3年の専決処分をさせて頂いたものにつきましてでございますけれども、議員おっしゃいます通り、非課税世帯として、1,494、加給給付世帯が101世帯、そちらをベースにして予算要求をさせて頂いております。令和4年度の今回補正で計上させて頂いた部分につきましては、令和3年度にすでに受給済みの世帯に対しましては、令和4年度の対象からは支給対象外となるということでございますので、この提案額2,500万円となっておりますけれども、課税情報から抽出をしまして、大体250名程度が対象となるのではないかといたした算定をして、計上させて頂いたものとなっております。あと今後の支給予定につきましてでございますけれども、若干スケジュールを申し上げたいと思っております。まず課税情報を基にして抽出しました、対象世帯、非課税となる世帯に確認書を送付させて頂きたいと思っております。そちらが、まず8月の第2週目頃、第2週で確認しまして、確認書の発送が8月の中旬を予定しております。その後、確認書の内容をご確認頂きまして、返送して頂くと。役場の方に返送して頂きまして、そして第1回目の期限といたしましては、8月の末までに一度受付を閉めたいと思っております。そちらの内容確認をさせて頂きまして、9月の中旬には給付決定通知を発送したいという事となります。その後、9月の中旬、第1回目の振り込みを予定しております。以上となります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 前回、令和3年度のは対象外という事で理解をさせて頂きました。次に産業課に質問しようと思ったのですが、ちょっと内容がいっぱいあって、町長の方に質問したいと思っております。産業課については、農地費の方に4つの大きな事業あるようです。概要書見ると、個々のやつは全て色々詳細に載っておりますので、理解をするところですが、一応、町長の方にお尋ねしたいのは、2つ程ありまして、今の時点での国の政策、県の政策等に合わせて今回、補正案件としてなっているとは思いますが、ただ、農産物については、自分なりには相場といいますか、そういうものがあってですね、価格決定がされると理解しております。実際、本町の基幹である水稻については、令和3年の秋、価格がドンと下がって、当時余り痛みを感じなかったのですが、今になって私は一般米しか出しておりませんが、色々影響があるっていいですか、実質は例年ですと6月下旬になりますと、過年の売渡の採算がJAだけのものですから、いくらかでも入ってくるんですけども、今回は、一切現時点ではないという事で、非常に今になって経営に若干影響があるのかなと思っております。それで本当は産業課長に問いをしようと思ったのですが、ちょっと3問だということをけろっと忘れておりまして、町長にここでひとつお尋ねしますが、今の農政

の状況等をみまして、今年の秋も一定の懸念する材料が残ると思います。米価のことについて。その辺、現時点でどのような認識をされているのか所見ひとつと、もうひとつはですね、ちょっとこれ商工費の方で、企画開発の方で200万程、ウイスキーの新たな工場の方に上下水道の整備の部分のマックスが200万円ですので、200万円出すような中身があるようですが、これは二つの条例、遊佐町企業奨励条例と遊佐町企業立地促進条例に該当する事業のようですのでございます。これは、色々情報見ますと令和5年度着工して、早いものは翌年から利用ですが、令和7年度では、ウイスキーを出荷するような内容です。それで前にあった通り、県で2例目の内容であります。2例とも遊佐町で、やれる企業とやっている事業とっております。二つとも酒造会社が親会社で、子会社を作って事業展開をしている状況にあります。もう一つは、別の事業でいいますと、畑集落の方に酒田の精肉の色々加工する会社の親族の方が、畑の景色に惚れて、畑の地域の連携があって、パン工場、ドイツ製のパンだそうですが、ちょっと固いそうですが、そういうものも今6月から稼働されていると。そういう状況もあるようです。企業の進出が、企業といいますか、そういうものが進出しているのは非常に喜ばしい事でもありますので、突如申し上げて申し訳ございませんが、先程のことと今のことについて町長の所見、伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博樹君） わが町の最大なやっぱり売りは何かといえば、農業でいえばお米。まさに、お米の単作地帯な訳ですけども、今回の補正予算に経営安定とか収入保障保険とか、確かに計上してありますが、収入保障保険で収まる額ではないんだろうなど。米価の下落、それから経費の高騰、はたして国がどういう基準で変えて米価を決定してくれるのか本当に心配です。もう、わが町の田んぼ見ますと7月末で稲穂が出はじめて、8月1週間で穂が出そろうと。そこまできてますが、米価の発表になったらどうなるんだろうな、私自身は危機感、ものすごい危機感です。やっぱり再生産可能な米価じゃないと、次の世代、若い世代に作ってくれてと言っても、作らないって減少も出てくるのかなって、心配をしてますし、という事は、遊佐町の農業の基盤が、正に大きく損なわれる事態が、米価の発表等で起こるのかなと不安であります。逆に再生産に必要なのは、このくらいの金額でという事を生産する方から提案していかないときつい状況かなと本当に思ってます。お米は多分豊作だとは、暑い年に不作はないんだという話もありまして、かつての冷害で山間地、ほとんどお米が実らなかった現状も、私自身は見ていました。議会の時に。それ見たときに、やっぱり豊作は良いんだけど、値段が全然駄目だよねって形で、足りなければ収入保障保険で9割補えばいいんじゃないのって発想は非常に危険だと思っております。逆に個別に生育保証制度的なものをやっぱり支援してもらわない事には、また来年度以降の減反の強化って、いわゆる生産の目安の強化っていうふうに繋がりがねないっていう思いしてますんで、やっぱり米を主たる産業とする米作りの地域については、やっぱりお米に特化した手厚い保護っていうのは国は準備するべきだと思っておりますが、今回は残念ながら議会中でありまして。国会の先生方から、本当に地元へ寄り添って頂きたいと、そんな願いをしているとことであります。さて、一方で石窯パンが畑の集落に出来ました。集落の皆さんを招いて、ごちそうする機会もあったと伺っています。地域にとっては、やっぱり地元へそういう企業が進出してくるっていうのは、大変有りがたい事だと思いますし、月光川のウイスキーの蒸留所が1社、いま予算の執行が8月になると出さなきゃ、まずいという形の中で、今回の臨時会に急遽計上させて頂いたという事があります。町にとっては、やっぱり日本酒の蔵元は2社、そして酒造マップでは、いわゆるどぶろくと、そして仙台の国税局に行ったらウイスキー金龍はのってましたが、もう一つわが町でウイスキー蒸留所が

出来るという事、本当に雇用も含めて、町の発信にとっても非常に有難いと思っておりますので、大事に大事に育てながら、しっかり支援しながら、大きく育て欲しいなと願うところであります。今日、実は私、午前中に時間ちょっと見つけて、木質バイオマスの発電の基礎工事をやっている現場を見てきたところであります。かなりの大規模な基礎工事、今やっていますが、ああいう事業所が工業団地まだまだ県でも造成して残ってる訳ですから、是非ともああいう事業所が外部から町に来て働き場も含めて、色んな形で地域の活性化に繋がる事が出来れば。特に酒田の北港が一番近い工業団地は、遊佐の鳥海南工業団地でありますので、その利点を活かしながら事業が進んでいく事を何とか期待をしたいなと思っておりますし、町としては出来る限りの支援を行っていききたいと、このように考えております。以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 急遽、お聞きして申し訳ございません。ただ、同じ業種が2つ出来るという事は、逆に言えば特色ある2つの企業ですが、切磋琢磨も始まるのかなと思っていま聞いておりました。私も今最後にでた、鳥海バイオマス、この間経由してきました。かなり、更地の時に当時の菅原所長ですか、その方をお願いして見に行った時は更地でしたが、かなり進んでるって事を私も確認したところです。次に教育課長の方にお聞きします。給食費については5番議員からありましたので、最初は端折っていきませんが、これについては4月の28、国の方から県教委の方に色々通達があって、その中の一つの流れとしてコロナ化における原油価格、物価高騰における対応を活用するというような実際の状況があるようです。実は私も物価高騰の分に対応するものなのかなとそのように認識してあります。先程、無償化という話がありましたが、実質、一定期間は無償化になるのは事実だと思いますが、私はちょっとその辺も頭に浮かんだところでございます。質問させて頂くのは、本町では令和2年度に給食費を一度上げております。小学校については250円を10円、それから中学校については290円を20円上げた経過があります。それで今回の議案の提案にあたり、昨日も課長の方にちょっとお話ししましたが、校長会、学校給食運営委員会と調整があったのか、お聞きしたいと思います。というのは、先程5番議員もありましたが、今回のみの施策でありますので、その辺を十分理解して頂いてるのかという背景での質問でございます。あともうひとつの点は、これも同じく令和2年の5月に学校臨時休業対策保障支給事業という事で、コロナで休まなければならない時の給食費の返還と申しますか、そういうものが提案なつたと記憶しております。各学校の給食会計の補償として支給をする案件だったそうですが、今回の予算は9月以降の内容でございますので、今後の状況によっては、また議案の内容について若干見直しというか、精査的なものが存在するのかわか、その2点をお聞きして私の質問終わります。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。まず初めに校長会、学校給食運営委員会との調整はあったかのご質問でございました。その前に経緯のほう申し上げますけれども、文部科学省の通知にもありますが、この地方創生臨時交付金を拡充活用し、コロナ化において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取り組みについて、必要な支援を行うと明示されております。これに則って、単発的ではありますけれども、この財源を活用し迅速に支援を講じるものでございます。今期の補正予算の総額からして、全部充当という形にはなっておりませんが、年間を通じては100%充当なるものとのことで認識しております。従いまして、目的は保護者世帯支援の一環での負担軽減の考え方によるというものでございます。そこで、ただ今のご質問でありました校長会、学校給食運営委員会との調整という

事ですけれども、春から4月以降、材料高騰による影響はないのか、質量ともに確保して不足しがちな栄養素を十分接種できる献立で対応出来ているか、この現状を把握するために養護教諭、栄養士、調理師との連絡は不可欠ですので、度々この調整をしておるところです。また、この今の制度設計に加えて事務部会とも協議、例えば事務手続きについてどのような形で進めるか、給食実績の報告方法などをどのように報告していくかといったところも協議を重ねてきました。当然ながら、校長会とも情報共有は図ってきているところですので。そしてまた9月以降の状況によっては、組み直しという視点で、どうなるかという事のご質問でございました。先程も申し上げましたけれども、今回は生活支援の一環という事で、年間200回の給食のうち9月から12月までの、おおむね二学期分の給食回数分の全額助成を計上しているところですが、一方、現状ではこの材料高騰による影響でいいますと毎月給食実施報告書を頂いて、その全体の現状を把握、そしてまた納入者との聞き取りなどもしておりますけれども、それほど今のところは現状影響は受けていない状況であります。しかし、今後も秋以降において引き続き物価上昇による現状を注視していきますけれども、仮に今後の状況によって質量を保って十分な献立で対応するに、食材の実費が増加するような事になれば、年度途中からの保護者の負担増加は避けたいというふうに考えております。従いまして、保護者負担を増やすことなく現状を維持する方向で考えておりますので、その際は食材の実費の補填策として、別途に町の持ち出しで負担分を講じていく事を現段階は試案しているところがございます。以上でございます。

議長（土門治明君） これでは7番、菅原和幸議員の質疑は終了致しました。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私の方からはまず、今回のコロナウイルス臨時交付金の関係ですが、私が全体を見た感じではですね、だいたい3割くらいがその自主財源というふうな感じにみえるのですが、そのような基準というのはあったのでしょうか。この交付金の公金を使用するにあたって、条件としてですね、自主財源3割くらいというような事が要件としてあったのでしょうか。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答え致します。今、ご質問ありました一般財源3割程度でしたっけ。充当率ですかね、要件があるのかというご質問でしたけど、基本的にはそういった要件がございませんので、100%充当という形でも問題はないと認識しております。以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） すると100%充当でも構わないところを、町の判断として大体の7割くらいの充当に留めたと伺ってよろしいですね。学校給食の関係の方に移りますが、私は今回はこの数あるメニューの中からですね、学校給食費の無償化という事を取り上げて頂いたのは大変賛同するところです。私は前から、この関係の質問をしております、大いに期待するところもある訳ですが、ただその昨日の山新なんかによると山辺町でも同じような事をやるのですが、山辺町では6ヶ月間という事で無料と。無償にするというふうな基準がでております。そこでこの4ヶ月としたのは、このなんとも4ヶ月というのが9から12月までと。その学期の関係があるという事ですが、ちょっとその理由もちょっと不明なところもあるので、今後もっと聞いていきたいと思っているのですが、私がこれ一番お尋ねしたいのは今回その3割というその自主財源も含めてですが、自主財源の持ち出しも含めて実施する訳ですが期間は限定で4ヶ月という事ですが、そういう事でそれがこの1月以降、どのようにこの制度をまったくそこでゼロにしてしま

うというおつもりなのか、それともまた更に継続するような、例えば遊佐町学校給食費無償化というのを導入するきっかけになるかどうかです。そのところを、お尋ねしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 今、財源の事でお尋ねですけれども、この地方創生臨時交付金事業につきましては、町として必要な事業という事でピックアップして、それぞれの事業の事業費を積算して総事業費をだしております。そして、それに対応するコロナ交付金が、たまたま7割だったという事になります。それで、今計画している事業、全てその項目で事業が行われるかどうか決まっているものがありますけれど、給食費のように固定して歳出金額およそ決まっているものもございまして、例えば肥料の助成とかについては申請を頂いてからの交付になりますので、この積算した全ての事業費の歳出があるかどうか、これから実績としてあがってこようかと思えます。そうなってくると、その歳出が減れば、その分に予定していた交付金につきましては、他に回るという事にもなりますので、取りあえず町として必要な施策をコロナ対応に対する施策な事業をピックアップして、充当できる事業をピックアップして、それで計画を作って、それに対応する交付金が今までの3割自主財源となってしまいますけれども、そこについては実績で多少は変わってこようかと思えます。ただこの事業にあげていないとコロナ交付金を充当することが出来ませんので、100%充当する事は出来る訳ですけれども、そうする他の事業が計画としてあげられなくなる。100%町の自主財源で事業実施しても良い訳ですけれども、そこへのコロナ交付金の充当があとから出来ないという事になりますので、計画としては広くあげておいて、コロナ交付金を充当しているような状況になります。あと給食費の無料化のお話してございまして、すいません。無料化ではなくて、今後の事業の展開になりますけれども、国とかで引続きコロナ関係の補正等があればそれを活用して対応していくとなりますけれども、町としてどうしても必要な支援というのがあれば、そこは自主財源を使っても手当していかなければならない事も出てこようかと思えますけれども、その辺についてはその時に検討する事になろうかと思えます。以上です。

議長（土門治明君） これで4番、佐藤光保議員の質疑は終了致します。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 私からは産業課長に伺いますが、今回、肥料高騰の為の補助金という事で、3千と24万円程、計上しております。このですね、この単価設定ですが、先にお話しを聞いたところによるとJA管内、当然、酒田市も含めたJA管内、合わせながら単価を決めていくという話しでありましたが、酒田市との協議の結果、こういう単価が決まったと思えますが、どのような協議があったのか伺います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答え致します。今回、コロナ対策という事で補助事業、支援事業という事で5本事業あげさせて頂いております。同じJA管内とい事で、酒田市との連携を図りながら、同じ農家支援を行っていきましょうという事で事業の方、進めていく事と致しました。参考までに事業に対しては、肥料の単価設定につきましては、農業物価指数というものを参考にして、対前年比の増加具合をみて、それぞれの支援の事業で個別に単価設定を致しました。設定にかかる情報の共有については、直接会ってのお話しというよりは主管課長会議等で、私も酒田市の課長さんと一緒に、会議等で一緒になる事もございましたので、そういう場で情報共有を図ったり、あと事務方については、それぞれの担当業務範囲の中で、同じ職種というか、その事務方同士での情報共有を図ったり、それぞれの酒田のJA支所、あと遊佐のJ

A支所の担当の方おりますので、そういった方々との情報共有を図りながら、それで同じ足並みでいきましょうとそういった結論に達したところでございます。以上でございます

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 物価指数というものがあってですね、それを参考にしたという話しであります。果たして農業物価指数が何パーセント上がっていたのか、その何パーセント補助していくのか、そういう具体的な話し合いが必要なんだと思います。協議したと言いますが、果たして数字的にどのようところで収めていくのかを検討したという話しは説明ございませんでした。ただ参考に私も皆さんに、お伝えしたいのですが、まず10アール当たり、肥料ですよ、元肥含めて追肥の分を含めて、最低20キロ入りの肥料が3袋必要なので、だいたい普通ここにかかる経費が10アール当たり、1万円くらいなんです。昨年度までは、来年度、今の予想から見ると、1俵当たり1袋当たり2千円ほど上がるという話しになります。そうすると10アール当たり1万円で済んでいたのが、10アール当たり1万6千円になるという事があります。まずはその5ヘクタール作っている人が、単純計算でいうと30万ほどの肥料代がアップすると。10町歩作っている人は60万円ほどアップする事があります。その他もろもろ除草剤、生産資材含めれば、かなり高騰していくというような、そういう数値を見定めながら補助金というものがあるのかなと思っております。まずはその農業物価指数を鑑みという話しであります。今回その上がった分でありますので、それはそれとして10アール当たり1,000円という事で野菜、花きはまた違う数字が出ておりますが、まずはこれに対しては、先ほど、町長も言うておりましたが、申請して頂くという方向であります。この申請の仕方は当然、個々に配布して、いついつまでにして下さいとなろうかと思っております。という事ありますので、そこはしっかり申請漏れのないように、皆さんにしっかり周知を図って頂きたいと思っております。ちなみにこの間、私、ある肥料を1俵買ったのですが、昨年度の予約価格が1,700円でした。この間、投与で買いましたところ4,300円しました。2.5倍ですよ。2.5倍。まず、そうゆう肥料も輸入尿素という肥料なんです。当然そのこの円安、それから中国で作っている、いろんな絡みの要因があってですね、そのぐらい上がっていく。ただ来年が2割、3割であって、それが定着していくのかなというふうに思っています。この農業情勢、先ほど7番議員も言うておりましたが、米価が下がって生産資材が上がっていく、我々についてはダブルパンチという事ですので、まずは来年度に向けた、今年より非常に来年度がきつくなると思います。その辺も踏まえてですね、考慮を願えば有難いと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） まず最初の申請手続きに関してですけれども、まず水稲につきましては、耕作面積に応じた単価による支援となりますので、JAと連携しながら各農業者の耕作面積に応じた補助金を交付させて頂く予定とさせて頂いております。また野菜、花き等につきましては、JA購入分については、JAから取りまとめをして頂いて、それ以外の購入については、農業者の皆さまから提出頂く領収書等の内容を確認した上で、そういった補助金の交付を、交付申請手続きを進めて参りたいと思っております。あと肥料等の高騰につきましては、確かにそういった世界情勢の見通しの中々つかない中で、ものすごい勢いで高騰しているというのは確かに承知しております。その点につきましても、まず取りあえずは今の段階での補助という事で、このように臨時交付金を活用させて頂きながら、計上させて頂きました。今後の見通し、状況につきましては、管内の各課長とも庄内支庁との担当の方も含めて、やはりそういつ

た対策の場を協議する会議等の開催の予定をしていかなければならないと。そういった話し合いになっておりますので、随時そういった会議の場を通して、まずこの庄内一円的に、一円の中でその対策協議を図っていかないといけない事を、もちろんJAの担当の関係も含めて、まず全力を傾けていかなければならないと考えておりますので、そのように進めていく予定であります。以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今、課長の説明によると水稻の場合は、面積でお支払いすると。ただ野菜の関係は、その肥料を購入した事を確認しながらという事ですが、この概要書の説明覧には10アール当たり2,000円という、10アール当たりという記載があります。花き、花の部分は10アール当たり4,000円となっておりますが、これは違うのですか。最後の質問なので確認という事をお願いします。最後なので、お願いします。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答え致します。野菜と花きについては、購入費の10%相当額を支援させて頂くものでございまして、10アール当たりのそれぞれの単価というのは、あくまで予算を事業費の積算をするにあたっての目安としての単価でございます。それぞれの区分によって、肥料にかかる経費というのは違ってきますので、その平均値として野菜につきましては10アール当たり2,000円、花きにつきましては10アール当たり4,000円と算出した額が予算とさせて頂きました。実際は、それぞれの購入した金額の10%という事で支援というふうになっていく予定でございまして、あくまでも2,000円、4,000円というのは予算を積算するにあたっての単価でございます。以上です。

議長（土門治明君） これで10番、高橋冠治議員の質疑は終了致しました。他に。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 私も給食費の無償化について、少しお聞きしておきたいと思います。この関連に関しましては4番、5番議員等々、議会から要望のあった無償化について、短期間でございますけれども、それに踏み切るといふ事で大いに賛成するところでもありますけれども、子育ての環境の中では、それ以外に色々な課題があるだろうと伺っております。特に子どもセンターで行われております、放課後児童クラブ等々、応募者が多くて時間制限なり、それと営業時間というのですか、預かる時間も制限されておりますし、各まちづくりセンターで行われている放課後の子供たちのお預かりに関しても、中々対応が難しくなっております。教育課の方で、いわゆる特に優先的に給食費の方に施策を早めたというような意味について、もう一度お伺いしたいと思います。いわゆる放課後の児童の預かりについて、教育課では今後どのようにお考えなのかを合わせて頂ければと思います。では横断的にお聞きします。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。

議長（土門治明君） 9番、阿部議員に注意致します。あくまでも補正に載っている案件についての質疑をお願い致します。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 答えたくないという事でしたので、次の定例会において一般質問させていただきます。以上です。終わります。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑は終了致しました。

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、議第55号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第4、議第56号遊佐小学校駐車場整備工事請負契約締結についての件を議題と致します。

ただちに、質疑に入ります。3番、佐藤俊太郎議員。

3番(佐藤俊太郎君) この案件につきましては、新たなバス転回場所としてプールの南側の駐車場を、整備転回場所としてのプール南側の駐車場を整備するという記載でございます。この中に、照明設備として、2カ所ございます。この駐車場に関しまして、道路運送車両法で定められた保安基準に、その駐車する車両については前照灯、これは前方100mの交通上の障害物を発見できる明るさ、後退灯これは15w以上75wという基準の元に、当該駐車場に駐車すると思われる車には全て設置されておるものでございます。つまりは夜間におきまして、駐車する際に自己が完結する車両が駐車すると私は理解しています。それについて、当該駐車場に照明設備2基設置をされているのは、どうゆう目的のために設置をされているのか、お尋ねを申し上げます。

議長(土門治明君) 菅原教育課長。

教育課長(菅原三恵子君) お答えをさせていただきます。今回、照明灯2基の方を設置計画しておりますけれども、まずこの敷地内、横断歩道、児童が横断する重要カ所であるという上で、カラー舗装を設置したスムーズ式横断歩道の視認性、いわゆるパッと見た瞬間の認識のしやすさをより向上させて、一般車両の減速を促すための設置でございます。冬季期間は夕暮れも早く、視認性が悪くなる訳でございますけれども、まず横断歩道は児童が横断する重要カ所であるところでございます。これが下校時のみであっても、死角を作らないように安全確保最優先とするものでございまして、防犯灯の役目も担いながら最低限必要であるんだという考えで設置するものでございます。以上でございます。

議長(土門治明君) 3番。佐藤俊太郎議員。

3番(佐藤俊太郎君) 今現在はこういった照明設備等の技術も革新向上されておりました、私の家にも自動的に暗くなると点灯する、また安価なものでありますが、人の通行を感知して点灯する、それも設定の照明時間が任意に設定出来るというタイプのものでございます。この照明設備につきましては、その程度の明るさを照らすものなのか、またその今現在、省エネ等声高に叫ばれている時期でございます。省エネに配慮したものなのか、その点灯時間については一定時間、例えばある程度の暗くなった段階で点灯して、子供たちが登校が終わった段階で、どういう状況で滅灯するのか、ここら辺の設定等は、どのような

状況になっているかお尋ね致します。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。この照明灯につきましては、環境配慮という点では、LED照明を使用するものでございます。1基53wのもので計画しております。当然、従来型の電灯より環境面に配慮したものとなっております。今回、この照明灯につきましては、設定というご質問ありましたが、標準としてタイマー設定の機能がありますので、児童が下校し利用者がいない状況であれば、タイマーで照明時間を調整する事も検討しているところでございます。以上でございます。

議長（土門治明君） 3番。佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 今現在、遊佐小学校の既存の駐車場には、照明設備等設置されていないと思っておりますが、これは子供たちの安全面を考量した上で、保護者等らの要望等組み入れた、もしくは子供たちの安全面を考慮して町独自でその設置判断をしたのか、いずれかお尋ねして私の質問は終わります。ありがとうございます。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。まず開校準備委員会の中でも、意見交換としてありました。総合的に配慮しながら、最終的には町が判断するものでございますけれども、やはりどんな時でも安全確保が最優先であるという認識にたって、今回は単に駐車場ではなくバスの乗降場所ともなりますので、その安全確保の為に最低限設置するという計画でございます。以上でございます。

議長（土門治明君） これで3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了致します。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 細かめですが、お尋ねいたします。設計図、前回ですね、全員協議会で頂いたものによりますと、田んぼのところを駐車場にして合計102台駐車出来るようにしますとあります。そのうちですね、40台分がアスファルト舗装しますという事ではありますが、102台の内、半分以上の62台分の駐車スペースについては現状では敷砂利となっております。これはどのようにして、このような数の割り振りも含めて施工計画になっているかをお尋ねします。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。この駐車場整備計画につきましても、計画策定の段階で開校準備委員会の中でも、どのくらいの利用者を想定して整備するかというところで熟議をして参りました。その中で保護者用の駐車場として使用されるのは、全体100%使用すると想定するならば、概ね行事がある全体、年4回の行事に限られると、それ以外では活用されないという事も見込まれる事から、全体の費用対効果も含めて現実的な範囲の中での整備をする事としたところでございます。現実的な整備という事でございますが、数年後の児童規模も緩和しまして、そこら辺も過剰な投資とならないよう必要最低限の部分を舗装するとの計画で検討されてきたところでございます。以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 102台の内、半分以上が現状では敷砂利という事になっております。必要最小限をどこを必要最小限にするかという事ではありますが、合計102台というところは今置きます。そこの積算話しややこしくなるので置きますけれども、細かめではありますが何で半分以上が砂利敷なのかというところなんです。必要最小限の話しとは、ちょっと違ってくるのかなと思うのでありますが、恐らくですね、40台のア

スファルト舗装のところでは人数増えますので、あるいは、ひょっとするとですね、ご両親とおじいちゃんおばあちゃんと極端な話し一家で3台、4台でいらっしゃる方もいるかもしれません。そう考えると、やっぱり40台ではアスファルト分は止めきれないだろうと思います。それからメンテナンスを考えた場合に、舗装のメリットはいくつかありますけれども、除雪がしやすいという事、冬は大きな行事がないので、そこはまず考慮なくていいかもしれませんが、あの草対策ですよ。雑草の草刈という仕事が生じるかもしれませんし、場合によって穴があいて穴を埋めるという作業が生じるかもしれませんし、どうゆうふうに区画線引くかわかりませんが、ロープでひっぱたりするのであれば、それはそれで経年劣化もしやすいだろうし、仮に後から舗装工事をすると割高になるというのが普通考えられます。一気にやった方が単価当たりは当然安くなるでしょうし、これからそれこそ物価が上がる、燃料日が上がると話しもしています。アスファルトも石油入っておりますのでそういう点も影響があるかもしれないとありますので、やるのであれば、いっその事、最初からですね、追加工事となるかもしれませんが、舗装の方がこれはなんというんですかね、いいというのは保護者からみれば当然の事だと思っておりますのでありますが、そこら辺の検討は、されなかったのか、重ねてお聞き致します。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。開校準備委員会で、その事も含めて議論なされてきたと認識しております。遊佐小学校以外の児童につきましては、現段階では全てバス通学という事になります。恒常的な送り迎えで利用するという点では、遊佐小学校の比較的遠隔地にある徒歩通学の児童などであるという傾向であるという事も含めて、多くの駐車場は一時的な利用に限られるものというふうに考えております。それが莫大な経費をかけて全部舗装するのかどうかという点では、総合判断で数年先を見こせば、適正規模に落ち着くという前提のもとで、これを現実的な整備という事で計画を進めてきたところでございます。区画整備につきましては、今後今検討しておるところでございますので、申し添えたいと思います。以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 議長、最後です。数年先は適正規模という事は、それは児童の数減ってくる。児童の数が減ってくるに伴って、保護者数も減ってくるということだと思っておりますけれども、実はそれはそれで大問題でして、それは取りも直さず、子供数減る事、今の段階から肯定することになりますので、やはり少子化対策うんぬんと言っている中においては、おおいに矛盾する訳であります。ですので、その点は変な話しなんですけど、過密状態、あるいはもっと言えば新たに校舎を増やそうというぐらいに、子供の数が増えると増やすべきだと心意気が私は大事だと思います。その事はおきますが、恐らくこの駐車場を運用すると色々な声が舗装していない分については出てくるんでないか思います。例えばこれ300台、500台の駐車場であれば過剰投資とあるでしょうが、やっぱりですね、なんていうんですかね、避難場所にもなっている訳です。遊佐小学校は。あとその色々な駐車に不慣れな方、高齢のおじいちゃんおばあちゃんもいらっしゃったりするという事を考えれば、やはりここはですね、舗装されずにいるのはどうかなと思いますので、運用されたあと様々な声が出たおりにですね、そこをしっかりと汲み取って対応頂きたいと申し上げて終わります。

議長（土門治明君） これで5番、齋藤武議員の質疑は終了致しました。

10番、高橋 冠治議員。

10番（高橋冠治君） 5番議員に関連して、お話しさせていただきます。102台という事でありまして。先程、5番議員も言っていた通り、さっきの説明では2学年の行事があった場合に、フォロー出来る駐車台数だというふうな説明を受けました。確かに2学年、100台程であれば、これは網羅するのかなと思います。ただ皆さんも承知のように今、各小学校では運動会、昔で言えば学芸会のようなものもやる訳なんですけど路駐が発生します。まずは、どこの小学校も農協の脇だったり、公民館の脇だったりしますので、その辺はそれなりに地域の人がカバーしながら、そして許容範囲の中で車を止めさせて頂いています。ただこの102台という体制については、やはり大きな行事があった時にこのスペースでは当然納まりきれない部分が生じると思います。先程から教育課長が委員会の中で検討した結果だというふうに思いますが、委員会で果たしてこれでよしと言ったのか、私はよくわかりませんが、普通考えればですね、全て舗装するべきだと思いますし、大きな授業あった時に、どこでフォローするのかっていう部分も少し頭の中に入れながら、駐車台数は考えていかなきゃいけないというふうに私は思っておりますが、その辺の大きな授業の時のこの駐車台数でまず間に合うのか。そしてもうひとつ102台とありますが、砂利の場合は40台入りません。20台入りません。乱雑に車が駐車します。そこでやはり、車同士のトラブルが起きる可能性が非常にあります。駐車ラインが引いてありませんので、それから先程言ったようにアフターケアといいますか、基本学校等のグラウンド等には除草剤はふりません。なので、全て手作業で処理をしなければいけないとなります。砂利の上に草が生えた時の除草って非常に大変であります。石が飛ばし、石が飛んで隣の車にあたる可能性も非常に多い訳で、その辺の事を考えればですね、先程の莫大な投資と言いましたが今、統合のためにですね、新小学校に2億5千万から3億程かかるんですよ。その中で、この残りの部分を舗装するのが莫大な費用だという考え方が果たしてあうのか、あわないのか、後からの事を考えればですね、今から砂利を引くのに舗装をかけるための砂利を引いてしまっても、数年おくと下から完璧にやり直すというふうになります。なので、先程言ったように一般方から見れば全て舗装するのがよしと私も思いますが、その3点含め答弁願います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。まず駐車台数というところで、先程102台という事でございますけれども、今後の駐車場の状況につきましては、改めて申し上げますと、西側駐車場37台、北側駐車場17台、増築校舎側28台、プール東側102台とこれが新造成地でございます。正面、臨時駐車場として12台、合計196台の駐車スペースが出来る予定となっております。そのうち教職員用を割り振れば、保護者等の利用については151台と見込んでおるところでございます。今般新型コロナウイルス感染症前後は、学校運営におきましても授業参観や学習発表会等は3密を避けるように、学年ごとの分散実施が標準となっているところでございます。開校後も保護者参加事業などこれまで通り、分散型で実施して頂く事となります。ただ、どうしても運動会等で分散型が難しい場合などは、町営駐車場、役場駐車場等の利用しながらの移動という事になるかと思いますが、まずは恒常的な利用も勘案し、このような整備計画としたところでございますが、今後も現状を注視していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 分散型で学年行事をこれからはやっていくんだという事で、そうすれば学校の方針は決まったと。各学年で分散型で授業をやっていくという事で、これからずっとやっていくという事にな

るという事であります。ただ一番危惧するのはですね、隣に境田地域があります。やっぱりその辺にご迷惑がかかるのかなと非常に心配するところであります。教職員を除いて150台以上あるとありますが、意外とありそうでないというのが駐車場であります。その辺、やはり後からですね、隣の自治会から色んな問題が起きないようにですね、その辺は対応願うと。もうひとつですね、あそこの入り口、町道から入ってきます。これから県道から今のスクールバスが9台、12台増車するという事でございます。多分、小学校に入る時間帯はほぼ似ていると思います。その時の右折左折があろうと思いますが、やはりあの道路幅で、やはり多くのスクールバスが同じ時間帯に集中するという事でありますので、町の敷地が少し隣にあります。安全にあそこを曲がれるような対応も含めて、今後して頂ければ有難いと。多分混むのかなと思いますので、その辺含めお願いしながら、舗装はやったほうがいいですよと意見と曲がり角の安全対策も含めお願いしながら、私の質疑は終わります。

議長（土門治明君）　これで10番、高橋冠治議員の質疑は終了致しました。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君）　私からも駐車場の関連について、ひとつお聞きしたいと思います。砂利部分についてもそうなんですけれど、皆さん、雪の降らない事のお話しをしているのではないかと思います。やはり、この場所はだしの風が吹雪まして、結構な吹き溜まりになるのかなと想定するところがございます。その際の除雪の排泄に関してまして、この駐車場の中は駐車場の中に排泄という形になるのかなと思っております。そういったときに皆さんがおっしゃってましたが、本当に砂利でいいのかということになります。砂利ですと、多分遊佐小学校出来た当時、前の駐車場砂利だったと思っております。のちに舗装になったと思っております。やはり駐車をするにしましては、車の出入りで砂利が削れたり、またそこが水溜りになって、雨が降れば人が歩けない状況になる可能性もあります。となると毎年砂利を敷き直す事が、経費として出てくるのではないかと考えております。バスのロータリーにしましては、除雪に関してこのロータリーの中で排泄をするのか、もしくは駐車場の方に持っていくのか、というところも含めまして、どのような考えでおるのかお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君）　菅原教育課長。

教育課長（菅原三恵子君）　お答えをさせていただきます。この駐車場の除雪に関しては、現在検討協議しているところがございますので、まだ結論というところでは申し上げられないというところがございますが、除雪所管との方とも協議をしながら、また一定の整備にかかる経費も計上しながら、しっかり適切に対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長（土門治明君）　2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君）　今、課長からまだ決まっていないとお話しがありました。ならば、やはり少しの予算をかけるのであれば、後でするよりも最初からやはり舗装して頂いた方が除雪車も入りやすいですし、最初の年は雪が無い時期に開校という形になるんでしょうけど、やはりその年は冬が必ず来ますので、雪も降るか降らないかそこは自然の現象なのでわかりませんが、やはりそういった事態もありますので、これくらいしか停めないのではなくて、やはりなんかあった時に、例えば全校のPTA総会とかあったときは台数も増えるので、そういった利用も考えて頂きながらですね、やはり最初からきっちり皆さんおっしゃったように、私も舗装して頂く方がいいのかなと思っておりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

議 長（土門治明君）　　これで2番、那須正幸議員の質疑を終了致します。

他にございませんか。

ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君）　　ないようですので、これにて討論を終了致します。

これより、議第56号 遊佐小学校整備工事請負契約の締結についての件を採決致します。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君）　　挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。

これをもって第559回遊佐町議会臨時会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

（午前11時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年7月22日

遊佐町議会議長　　土　門　治　明

遊佐町議会議員　　本　間　知　広

遊佐町議会議員　　那　須　正　幸